

建築士法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 参照条文 目次

○建築士法施行令（昭和二十五年政令第二百一号）（抄）	1
○建築士法の一部を改正する法律（平成三十年法律第九十三号）による改正後の建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）（抄）	2
○沖縄の復帰に伴う建設省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百十五号）（抄）	3
○沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号）（抄）	4
○地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和元年政令第十二号）による改正後の地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）（抄）	5
○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）	6

建築士法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 参照条文

○建築士法施行令（昭和二十五年政令第二百一号）（抄）

（中央指定登録機関による一級建築士の登録手数料）

第三条 法第十条の十九第二項の政令で定める額は、一万九千二百円とする。

（一級建築士の受験手数料）

第四条 法第十六条第一項の政令で定める額は、一万九千七百円とする。

2・3 （略）

○建築士法の一部を改正する法律（平成三十年法律第九十三号）による改正後の建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）（抄）

（建築士の免許）

第四条 一級建築士になろうとする者は、国土交通大臣の免許を受けなければならない。

2 一級建築士の免許は、国土交通大臣の行う一級建築士試験に合格した者であつて、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

一〜三 （略）

3 （略）

4 二級建築士又は木造建築士の免許は、それぞれその免許を受けようとする都道府県知事の行う二級建築士試験又は木造建築士試験に合格した者であつて、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

一〜四 （略）

5 （略）

（免許の登録）

第五条 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許は、それぞれ一級建築士名簿、二級建築士名簿又は木造建築士名簿に登録することによつて行う。

2〜6 （略）

（中央指定登録機関が一級建築士登録等事務を行う場合における規定の適用等）

第十条の十九 （略）

2 中央指定登録機関が一級建築士登録等事務を行う場合において、第五条第一項の規定による登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を中央指定登録機関に納付しなければならない。

3 （略）

（受験手数料）

第十六条 一級建築士試験を受けようとする者は国（中央指定試験機関が行う試験を受けようとする者にあつては、中央指定試験機関）に、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を納付しなければならない。

2・3 （略）

○沖縄の復帰に伴う建設省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百十五号）（抄）

（建築士の資格に関する経過措置）

第百条 沖縄の建築士法の規定による一級建築士試験で昭和四十四年八月二十二日までに琉球政府の行政主席が行なつたもの若しくは同立法の規定による二級建築士試験に合格した者又は同立法附則第二項若しくは第三項の規定により、琉球政府の行政主席の選考を受けて、一級建築士若しくは二級建築士となるにふさわしい知識及び技能を有すると認められた者は、建築士法第四条第一項又は第二項の試験を受けないで、それぞれ一級建築士又は二級建築士の免許を受けることができる。

○沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号）（抄）

（沖縄法令による免許等の効力の承継等）

第五十三条 この法律の施行前に、本土法令の規定に相当する沖縄法令の規定によりされた免許、許可、認可、承認、登録、これらの処分の取消し、申請、届出等の処分又は手続は、別に法律に定めがある場合及び沖縄と本土との間において処分の基準が著しく異なる等特別の理由がある場合を除き、政令（当該本土法令が総理府令又は省令であるときは、それぞれ総理府令又は省令。以下次条までにおいて同じ。）で定めるところにより、それぞれ本土法令の相当規定によりされた処分又は手続とみなす。

254 （略）

○地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和元年政令第十二号）による改正後の地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）（抄）

地方自治法第二百二十八条第一項の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下「標準事務」という。）は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同項の当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるもの（以下「手数料を徴収する事務」という。）は、同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄に掲げる事務とし、同項の政令で定める金額は、同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務についてそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

標準事務		手数料を徴収する事務	金額
一〇三十八	(略)	(略)	(略)
三十九	建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第四条第二項、第五条第一項及び第二項並びに第十三条の規定に基づく二級建築又は木造建築士の免許に関する事務	1 建築士法第四条第二項の規定に基づく二級建築士又は木造建築士の免許 2 建築士法第十三条の規定に基づく二級建築士試験又は木造建築士試験の実施	一万九千三百円 一万七千九百円
四〇百九	(略)	(略)	(略)

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

（手数料）

第二百二十七条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

（分担金等に関する規制及び罰則）

第二百二十八条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合には、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

2・3（略）